

石川県介護支援専門員更新研修及び 介護支援専門員証の有効期間の更新について

介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和3年1月から12月の介護支援専門員の方へのお知らせです。

対象となる介護支援専門員で、現在、介護支援専門員業務に従事している方又は今後業務に従事予定の方は、介護支援専門員証を更新する必要があります。そのためには、更新研修の受講が義務づけられています。

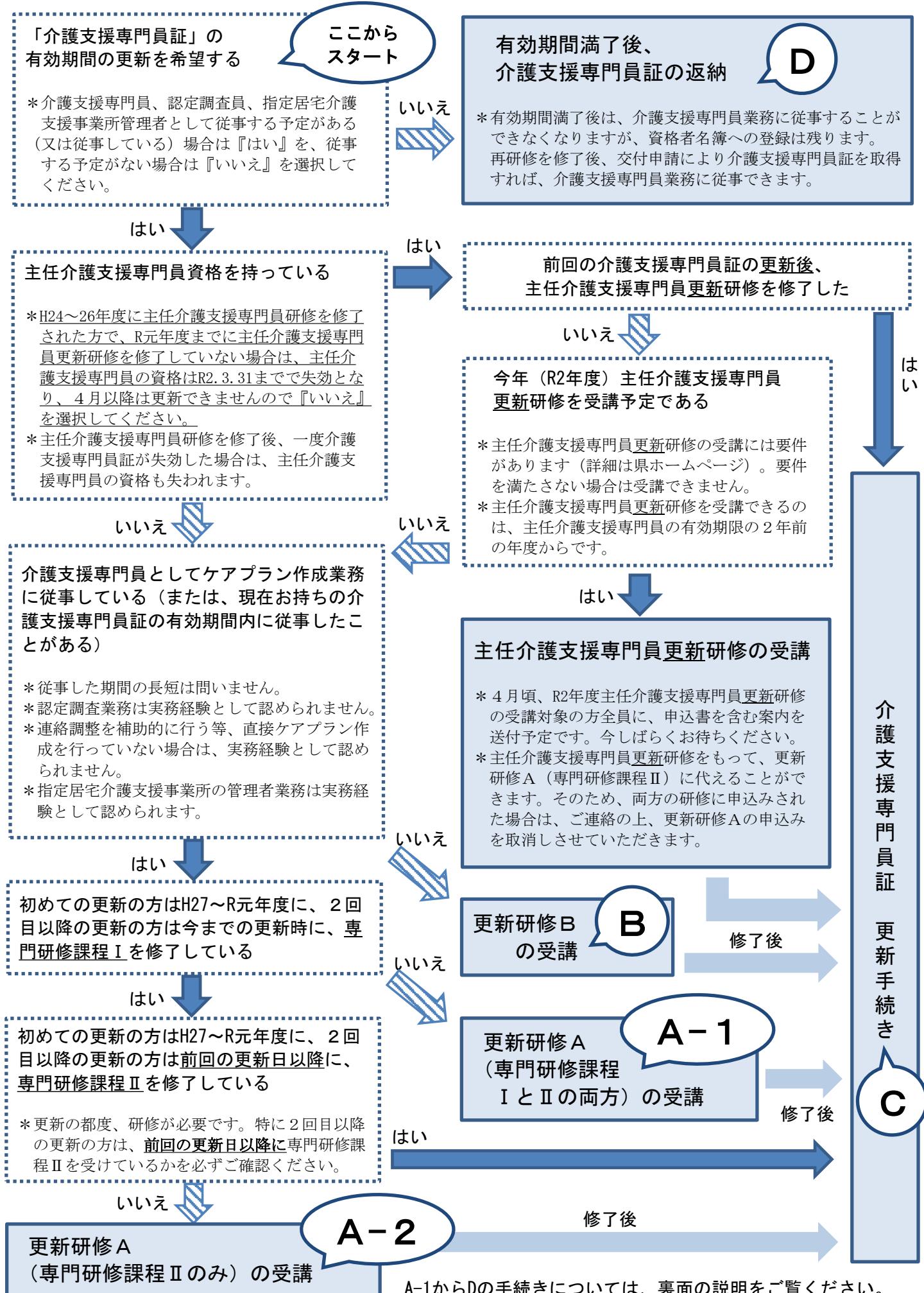
有効期間満了日までに更新研修未修了の場合、又は修了後に更新手続をしない場合は、有効期間満了後は介護支援専門員業務に従事できなくなります。

ただし、介護支援専門員証が失効した場合でも、介護支援専門員資格登録簿の登録は残ります。介護支援専門員再研修を受講し、新たに介護支援専門員証の交付を受ければ、業務に従事できます。

令和2年度の更新研修の対象者の方には、個人宛に案内を送付いたしました（令和2年1月27日付長第1938号）。今後の就業予定や研修受講に要する時間等を勘案し、介護支援専門員更新研修を受講されるかどうかをご判断いただき、別紙の説明に従って所定の手続きを行ってください。

※ 有効期間満了後に介護支援専門員として業務に従事した場合、登録を消除することもありますので、ご注意ください。

介護支援専門員証更新対象者のための手続きフローチャート



具体的な手続きについて

A-1

更新研修A(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)の受講及び更新手続きが必要

- ・提出書類：石川県介護支援専門員更新研修A受講申込書
(桃色の申込書)

- ・提出期限：令和2年3月2日(月)消印有効

受講決定通知は
4月中に送付予定です

※研修費用は、研修初日にお支払いいただきます。

※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

A-2

更新研修A(専門研修課程Ⅱ)の受講及び更新手続きが必要

- ・提出書類：石川県介護支援専門員更新研修A受講申込書
(桃色の申込書)

- ・提出期限：令和2年3月2日(月)消印有効

受講決定通知は
4月中に送付予定です

※研修費用は、研修初日にお支払いいただきます。

※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

更新研修Aを受講する方は、研修受講前に事例の提出が必要です。

*詳しくは別紙「事例の提出について」をご参照ください

B

更新研修Bの受講及び更新手続きが必要

- ・提出書類：石川県介護支援専門員更新研修B受講申込書
(緑色の申込書)

- ・提出期限：令和2年8月31日(月)消印有効

受講決定通知は11月
初旬までに送付予定です

※研修費用は、研修初日にお支払いいただきます。

※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

C

介護支援専門員証の更新手続きが必要

別紙「介護支援専門員証更新の手続きについて」をご覧ください。

D

有効期間満了後、介護支援専門員証の返納が必要

- ・提出書類：介護支援専門員証

返納後については、別紙「介護支援専門員再研修について」をご覧ください。

介護支援専門員更新研修について

更新研修 A

対象者	介護支援専門員証の有効期間 満了日が令和3年1月～12月で、 介護支援専門員の実務経験がある方 (現任・非現任は問いません)	
研修内容	専門研修課程 I・IIと同様	
時間数	課程 I (56時間)	課程 II (32時間)
実施時期	令和2年5月～7月	令和2年7月～8月 令和2年10月～11月
費用	研修手数料23,000円 +テキスト代実費相当	研修手数料12,000円 +テキスト代実費相当

専門研修課程 I :9日間
対人個別援助技術、ケアマネジメントの
プロセス、保健医療福祉の基礎理解 など

専門研修課程 II :4日間
居宅・施設介護支援の事例 など

更新研修 B

対象者	介護支援専門員証の有効期間 満了日が令和3年1月～12月で、 介護支援専門員の実務経験がない方
研修内容	講義・演習
時間数	56時間(+ケアプラン作成実習)
実施時期	令和2年12月～令和3年3月
費用	研修手数料28,000円+テキスト代実費相当

研修内容:合計11日間の集合研修
と、研修期間内に各自で在宅の要
介護者に協力を依頼し、ケアプラン
作成実習を行うもの。

・施設等において、ケアプランを作成せず認定調査業務のみを行っており、今後も調査業務を続ける場合は、更新研修Bの受講が必要です。

・申込者数により、コース数を決定します。

・具体的な日程や会場については、受講決定通知書にてお知らせします。暫定の年間スケジュールは、決まり次第(4月頃を予定)、県ホームページにも掲載予定ですが、変更となる場合もありますので、必ず受講決定通知書にてご確認ください。

・時間数・実施時期については、令和2年1月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

介護支援専門員証更新の手続きについて

- ・所定の更新研修を修了された方は、以下の①～④の書類等をそろえ、更新申請を行ってください。
- ・この手続きが完了しないと介護支援専門員証の有効期間は延長されません。
- ・更新申請の受付期間は、有効期間満了日の1年前から、有効期間満了日の1ヶ月前までです。
- ・必要書類の様式については、石川県ホームページからダウンロードしてください。
(石川県ホームページ: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/keamane/index.html>)

① 介護支援専門員証有効期間更新申請書(第9号様式)

- ・石川県証紙2,000円分を貼付してください。

② 写真(縦3cm×横2.4cm) 2枚

- ・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景、無加工のもの。

③ 介護支援専門員証(原本)

- ・新しい介護支援専門員証の交付まで時間がかかりますので、コピーをとりお手元にお持ちください。
- ・紛失等により添付できない場合は、代わりに「介護支援専門員証紛失届」を添付してください。

④ 更新にかかる研修の修了証明書の写し

- ・更新するためには、その都度、研修の受講が必要です。
- ・紛失等により添付できない場合は、代わりに「研修修了確認依頼書」を添付してください。
- ・住所又は氏名に変更があった方は「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」を添付し、住民票(住所変更の場合)、戸籍抄本(氏名変更の場合)と併せて提出してください。

介護支援専門員再研修について

今回、介護支援専門員証を更新しなかった方が、今後介護支援専門員の業務に従事する場合は、

① 再研修(更新研修Bと同じ内容)を受講する

56時間+ケアプラン作成実習、研修手数料28,000円+テキスト代実費相当

② 介護支援専門員証の交付申請を行う

手数料2,000円

- ・介護支援専門員証の有効期間が切れ失効しても、資格者名簿への登録は残りますので、再度介護支援専門員実務研修受講試験を受験する必要はありません。

- ・石川県での再研修は、例年12月～3月に更新研修Bと合同で実施しています。
介護支援専門員証の交付はその修了後になるため、ご自身の就業予定時期を考慮の上、受講年度を決めてください。

- ・再研修を受講したい場合は、県ホームページより申込書をダウンロードし、下記まで郵送でご提出ください。

【 更新申請書類・失効した介護支援専門員証・再研修受講申込書 などの送付先】

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部長寿社会課 地域包括ケア推進グループ

事例の提出について

更新研修Aの演習を受講するにあたり、事例の提出が必要となります。

以下の7類型のいずれかに該当する事例をご提出いただく予定です。

詳細については、受講決定通知書にてお知らせします。

7類型

【研修で使用する類型】

項目	課目名	キーワード例
A	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	筋力低下改善・日常運動の強化・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用等
B	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	生活機能低下における対応・看護サービス利用について・生きがいの実現のための支援・痛みの改善の取組・緩和療法・死の受容に関する事・葬儀や遺品に関する相談対応 等
C	認知症に関する事例	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障害の取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等
D	入退院時における医療との連携に関する事例	医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症 等
E	家族への支援の視点が必要な事例	家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応した 等
F	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	地域支援・社会資源と特徴と対応・社会資源との連携・社会資源介入と対応・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等
G	状態に応じた多様なサービス（地域密着サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	住み替えの対応・生活機能促進、利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）・小規模多機能居宅介護活用 等